

# 高砂市アダプトプログラム推進事業 募集要項

アダプトプログラムとは、まちやご近所のごみを拾ったり雑草を刈ったりと、最も気軽に参加できるボランティア活動の1つです。



## アダプトプログラムとは

市民と行政が協働ですすめる、「まち美化プログラム」です。アダプト(ADOPT)とは英語で「〇〇を養子にする」という意味です。一定区画の公共の場所を養子に見立て、市民のみなさんが我が子のように愛情をもって面倒をみ(=環境美化活動を行い)、行政がそれを支援します。

市民と行政がお互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで継続的に美化をすすめます。平成10年に日本で初めて導入されて以来全国各地で普及し、高砂市では、平成23年度から導入しています。

**みんなが過ごす空間を、自分の手で快適な環境にできるこのプログラムに、ぜひご参加ください。**

高砂市役所 健康文化部くらしと文化室市民活動推進課

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電話 (079) 443-9006 FAX (079) 443-0009

Email tact1570@city.takasago.lg.jp

H P <http://www.city.takasago.lg.jp/index.cfm/6,685,116,631,html>

# 募集の趣旨

市民のみなさんにとって身近な公共空間である道路、緑道、河川等の公共施設において、市民のボランティアによる環境美化活動を支援するアダプトプログラム推進事業を実施することにより、市民のみなさんと市が協働して築く緑あふれる美しいまちづくりを推進するとともに、市民のみなさんの美化意識の高揚と地域コミュニティを活性化するため、美化活動を行っていただくボランティアを募集します。

# 活動の概要

## 参加の資格

市内のグループ、NPO、自治会、事業者その他の団体で、構成員が**3人以上の団体**

## 活動内容

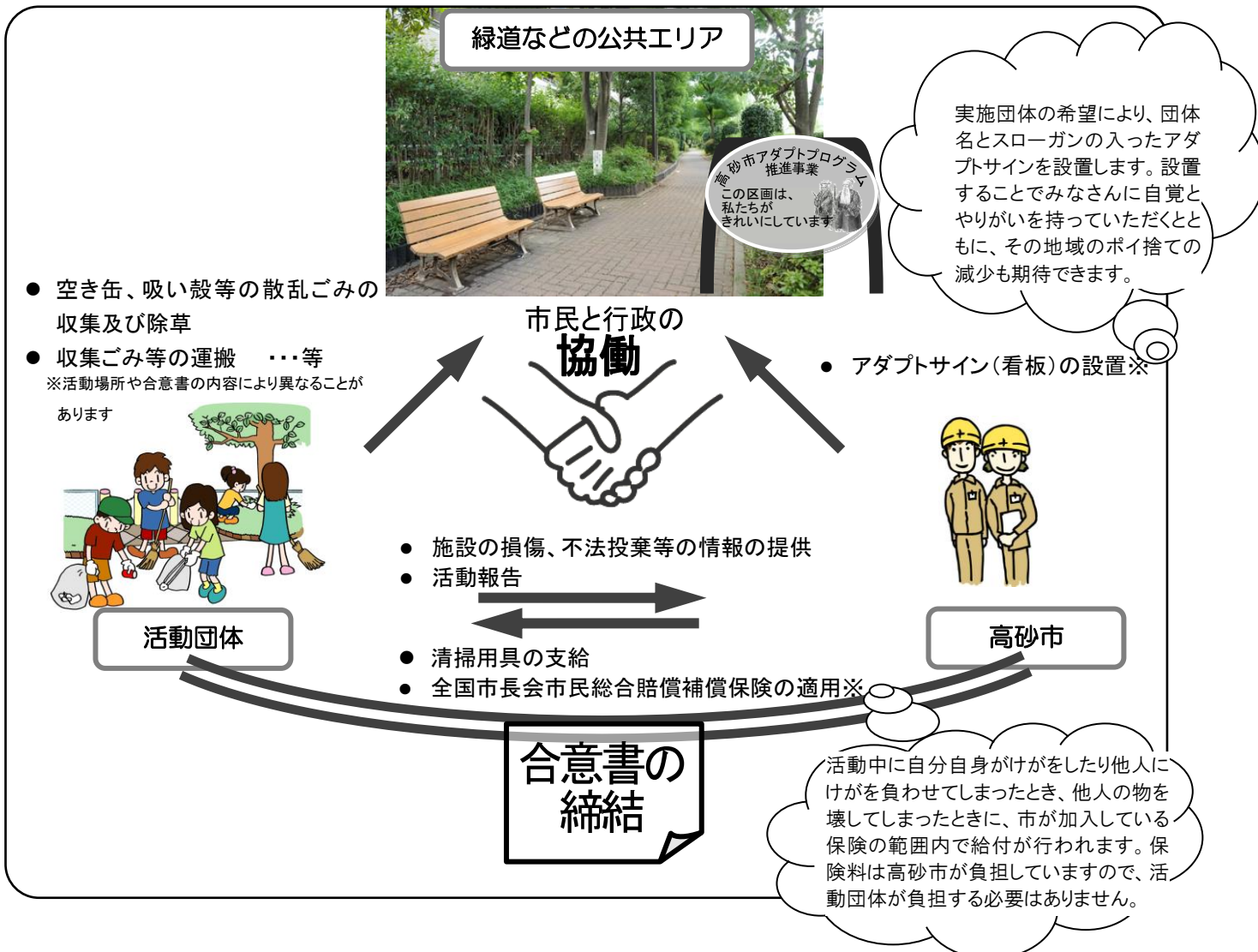
- 空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集及び除草
- 活動区域内の花の植栽及び花壇の手入れ
- 収集ごみ等の運搬
- 活動区域内の遊具等施設の損傷、不法投棄等の情報の提供
- その他本事業の目的の達成のために必要と認める美化活動

## 活動の要件

活動の期間、内容、頻度（活動回数、活動時間等）等は、団体の自主性、多様性を尊重し、特に定めません。ただし、活動期間については、**2年以上**を想定しております。

## 活動の区域

高砂市が管理する道路、緑道、河川等



# 登録の流れ

## 1. 活動団体の募集・応募受付

【提出書類】 高砂市アダプトプログラム推進事業

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 活動参加者名簿（様式第2号）
- ③ 参加申込承諾書 ※参加者に未成年がいる場合のみ提出
- ④ 清掃用具支給申請書

※必要書類は、市民活動推進課にございます。また、市ホームページからもダウンロードできます。

※記入例を参考に記入してください。

※応募に要する応募者の経費は、すべて応募者負担とします。

## 2. 市役所内で審査

活動区域を管理する担当課で、提出書類について、活動場所、活動範囲、活動人数、活動内容、活動頻度等が適正であるかの確認審査を行い、結果について後日、書面にて通知いたします。

※日数を頂戴する場合がございますので予めご了承ください

## 3. 合意書を締結

- 提出書類の内容が適当と認められた団体は、市長と高砂市アダプトプログラム推進事業合意書（様式第3号）を交わしていただきます。2通のうち1通を団体が保管、1通を市が保管します。
- 合意書の内容を変更する必要があるときは、高砂市アダプトプログラム推進事業活動変更届出書（様式第4号）を提出していただきます。

## 4. 清掃用具等支給

市は活動団体に対して、次の支援を行います。

- 美化活動に必要な清掃用具等の支給又は貸与
- アダプトサイン（看板）の設置（1団体1箇所、希望団体のみ）  
※一定期間の活動実績を確認した後に、設置の可否、設置場所等について担当課と協議し、決定します。
- その他市長が必要と認める事項

## 活動開始

協議後決定した活動を実施していただきます。

## 活動団体の公表・紹介

広報たかさごや市ホームページで活動の紹介をします。



## 5. 活動実績報告

毎年、活動年度の翌年度の4月末日までに提出

高砂市アダプトプログラム推進事業 活動実績報告書（様式第5号）を提出していただきます。

引き続き活動を行う団体については、高砂市アダプトプログラム推進事業 清掃用具支給申請書もあわせて提出してください。

## 合意の解除

- 合意の解除を希望するときは、**高砂市アダプトプログラム推進事業活動辞退届（様式第6号）**を提出していただきます。
- 市長は、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、合意を解除することができるものとします。
  - (1) 活動辞退の届出があったとき。
  - (2) 活動団体の活動が合意書の内容と異なるとき。
  - (3) 活動団体が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。
  - (4) その他市長が特に必要と判断したとき。

## その他

- この募集は、高砂市アダプトプログラム推進事業実施要綱により実施します。
- 提出のあった書類は、高砂市情報公開条例及び高砂市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。

## Q & A

### Q. 活動場所は決まっていますか？

団体からの申出のあった場所について、「(一定の広さを有する場所であるか)」「市の管理する場所であるか」「活動することにより本プログラムの趣旨を達成するものであるか」といったことを確認したうえで、合意書を締結します。

### Q. 活動を登録するにはメンバーは何人以上必要ですか？

3人以上で登録できます。ただし、下記の団体は除きます。

- (1) 団体の構成員のうち、市内に住所を有する者、市内の学校に在学している者及び市内の事業所又は事務所に勤務する者の総数が、構成員の過半数に満たない団体
- (2) 団体の名称に特定の公職の候補者の氏名、公職にある者の氏名又はこれらの者の通称名を冠する団体
- (3) 団体の構成員である未成年者が事業に参加することについて、当該未成年者の保護者の同意を得ていない団体
- (4) 団体の構成員である未成年者を代表者とする団体
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする団体
- (6) 事業の趣旨に反する行為を行うおそれがあると市長が認める団体

### Q. どんな清掃用具が支給されるのですか？

- 初年度：鎌、竹ぼうき、くま手、ちりとり（てみ）、ごみはさみ など
- 毎年度：ごみ袋、軍手、花の苗 など

を活動内容や人数に応じて支給します。その他活動に必要な用具については、相談のうえ支給又は貸与を決定します。

※団体の具体的な活動内容を伺ったうえで、詳細については、関係する部署と調整し決定するため、本要項に記載されている内容と実際の取扱いが変わる可能性があります。まずは市民活動推進課まで、お問い合わせください。

